○国土交通省告示第二百九十四号

空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）について告示した事項に変更があったので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月十九日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、変更前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後	変更前
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。

空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
東京空港事務所	24時間
関西空港事務所	24時間
松山空港事務所	７時から22時まで
（略）	（略）

空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
東京空港事務所	24時間
八尾空港事務所	８時から19時30分まで
関西空港事務所	24時間
松山空港事務所	７時から22時まで
北九州空港事務所	24時間
（略）	（略）

○国土交通省告示第二百九十五号

航空法第九十六条の二第一項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十九日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	変更前
別表第一	別表第一

航空交通管制圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）		
佐賀管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	６時30分から８時まで及び19時30分から24時まで
（略）		
下地島管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	８時から９時まで及び16時30分から19時30分まで

航空交通管制圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）		
佐賀管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、那覇空港事務所）	６時30分から８時まで及び19時30分から24時まで
（略）		
下地島管制圏	那覇空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、福岡空港事務所）	８時から９時まで及び16時30分から19時30分まで

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
稚内情報圏	新千歳空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、福岡空港事務所）	８時30分から18時30分まで

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
稚内情報圏	稚内空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、新千歳空港事務所）	８時30分から18時30分まで